

○財務省告示第二百七十号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和六年十月三十一日

財務大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

後 出 品				証 出 品					
輸出統計品目表				輸出統計品目表					
[略]				[同左]					
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位			
		I	II			I	II		
[略]				[同左]					
25.01	[略]			25.01	[同左]				
25.18				25.18					
25.19				25.19					
2519.10				2519.10					
2519.90				2519.90					
100				110				KG	KG
900				190				MT	KG
900				900				MT	MT
25.20				25.20					
25.30				25.30					
[略]				[同左]					
29.01	[略]			29.01	[同左]				
29.08				29.08					
第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘				第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘					

		<p>導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>
29.09		<p>エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>[略]</p>
2909.11		[略]
}		[略]
2909.20		
2909.30		<p>一芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>
	100	<p>一デカブロモジフェニルエーテル</p>
	900	<p>一その他のもの</p> <p>[略]</p>
2909.41		[略]
}		[略]
2909.60		
29.10		[略]
}		[略]
29.14		<p>第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>
29.15		<p>飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>[略]</p>
2915.11		[略]
}		[略]

		<p>導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>
29.09		<p>エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>[同左]</p>
2909.11		[同左]
}		[同左]
2909.20		
2909.30	000	<p>一芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>
		[同左]
2909.41		[同左]
}		[同左]
2909.60		
29.10		[同左]
}		[同左]
29.14		<p>第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>
29.15		<p>飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>[同左]</p>
2915.11		[同左]
}		[同左]

KG

2915.70				2915.70					
<u>2915.90</u>		<u>—その他のもの</u>		<u>2915.90</u>	<u>000</u>	<u>—その他のもの</u>			<u>KG</u>
	<u>100</u>	<u>—ペルフルオロオクタン酸及びその塩</u>	<u>KG</u>						
	<u>900</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>						
29.16				29.16					
}		[略]		}		[同左]			
29.42				29.42					
[略]				[同左]					
69.01		[略]		69.01		[同左]			
}		[略]		}		[同左]			
69.03		第2節 その他の陶磁製品		69.03		第2節 その他の陶磁製品			
69.04				69.04					
}		[略]		}		[同左]			
69.10				69.10					
69.11		磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		69.11		磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品			
<u>6911.10</u>	<u>000</u>	<u>—食卓用品及び台所用品</u>	<u>KG</u>	<u>6911.10</u>		<u>—食卓用品及び台所用品</u>			
					<u>110</u>	<u>—喫茶用のもの</u>		<u>DZ</u>	<u>KG</u>
					<u>190</u>	<u>—その他のもの</u>		<u>DZ</u>	<u>KG</u>
					<u>200</u>	<u>—台所用品</u>		<u>DZ</u>	<u>KG</u>
6911.90		[略]		6911.90		[同左]			
69.12				69.12					
<u>6912.00</u>	<u>000</u>	<u>陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）</u>	<u>KG</u>	<u>6912.00</u>		<u>陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）</u>			
					<u>100</u>	<u>—食卓用品（組物を含む。）</u>		<u>DZ</u>	<u>KG</u>
					<u>900</u>	<u>—その他のもの</u>			<u>KG</u>
69.13		[略]		69.13		[同左]			
69.14		[略]		69.14		[同左]			
[略]				[同左]					
74.01				74.01					

74.03		[略]		74.03		[同左]		
74.04				74.04				
7404.00		銅のくず		7404.00	000	銅のくず		KG
	100	ー径又は厚さが0.35ミリメートル以上の銅線のもの及び素線の径が0.35ミリメートル以上の銅より線のもの（銅の含有量が99.9%以上のものに限る。）	KG					
	200	ー銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	KG					
	900	ーその他のもの	KG					
74.05				74.05				
74.19		[略]		74.19		[同左]		
[略]				[同左]				
76.01		[略]		76.01		[同左]		
76.02				76.02				
7602.00		アルミニウムのくず		7602.00		アルミニウムのくず		
	100	ーアルミ缶のもの	KG		100	ーアルミ缶のもの		KG
	200	ーサッシのもの	KG			[新規]		
	300	ー一切削くず及び打抜きくず	KG			[新規]		
	900	ーその他のもの	KG		900	ーその他のもの		KG
76.03				76.03				
76.16		[略]		76.16		[同左]		
[略]				[同左]				
82.01		[略]		82.01		[同左]		
82.10				82.10				
82.11		刃を付けたナイフ（ ^{せん} 剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第82.08項のナイフを除く。）及びその刃		82.11		刃を付けたナイフ（ ^{せん} 剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第82.08項のナイフを除く。）及びその刃		
8211.10		[略]		8211.10		[同左]		
		ーその他のもの				ーその他のもの		

8211.91		[略]			8211.91		[同左]		
8211.92	000	—その他のナイフ（固定刃のものに限る。）		NO KG	8211.92		—その他のナイフ（固定刃のものに限る。）		
						100	—台所用のもの		NO KG
						900	—その他のもの		NO KG
8211.93		[略]			8211.93		[同左]		
8211.95		[略]			8211.95		[同左]		
82.12		[略]			82.12		[同左]		
82.15		[略]			82.15		[同左]		
[略]					[同左]				
84.01		[略]			84.01		[同左]		
84.55		[略]			84.55		[同左]		
84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 —レーザーその他の光子ビームによるもの			84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 —レーザーその他の光子ビームによるもの		
8456.11		—レーザーによるもの			8456.11	000	—レーザーによるもの		NO KG
	100	—回転軸の数が2以上のもの		NO KG					
	900	—その他のもの		NO KG					
8456.12		[略]			8456.12		[同左]		
8456.90		[略]			8456.90		[同左]		
84.57		[略]			84.57		[同左]		
84.80		[略]			84.80		[同左]		
84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）			84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）		
8481.10		[略]			8481.10		[同左]		
8481.20		[略]			8481.20		[同左]		

8481.30	000	ー 逆止弁		KG	8481.30	ー 逆止弁				
							100	ー 車両用の弁	TH	KG
							900	ー その他のもの		KG
8481.40		[略]			8481.40	[同左]				
8481.90					8481.90					
84.82					84.82					
		[略]				[同左]				
84.87					84.87					
[略]					[同左]					
85.01		[略]			85.01	[同左]				
85.03					85.03					
85.04		トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター			85.04	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター				
8504.10					8504.10					
		[略]				[同左]				
8504.34					8504.34					
8504.40		ー スタティックコンバーター			8504.40	ー スタティックコンバーター				
	100	ー 整流器		NO	KG	ー 整流器				
							110	ー シリコン整流器	NO	KG
							190	ー その他のもの	NO	KG
	900	ー その他のもの		NO	KG	900	ー その他のもの	NO	KG	
8504.50		[略]			8504.50	[同左]				
8504.90		[略]			8504.90	[同左]				
85.05					85.05					
		[略]				[同左]				
85.37					85.37					
85.38		第 8 5 . 3 5 項から第 8 5 . 3 7 項までの機器に専ら又は主として使用する部分品			85.38	第 8 5 . 3 5 項から第 8 5 . 3 7 項までの機器に専ら又は主として使用する部分品				
8538.10		[略]			8538.10	[同左]				
8538.90	000	ー その他のもの		KG	8538.90	ー その他のもの				

85.39	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）、アーク灯並びに発光ダイオード（LED）光源			100	――開閉用機器のもの			KG
				200	――保護用機器のもの			KG
				900	――その他のもの			KG
8539.10	[略] ――その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）			8539.10	[同左] ――その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）			
8539.21	[略]			8539.21	[同左]			
8539.22	[略]			8539.22	[同左]			
8539.29	――その他のもの			8539.29	――その他のもの			
	100 ――自動車用のもの	NO	KG	100	――自動車用のもの	NO	KG	
	[削除]			200	――表示用のもの（超小型のもの）	NO	KG	
	900 ――その他のもの	NO	KG	900	――その他のもの	NO	KG	
8539.31	[略]			8539.31	[同左]			
}	[略]			}	[同左]			
8539.90				8539.90				
85.40	[略]			85.40	[同左]			
}	[略]			}	[同左]			
85.49				85.49				
[略]				[同左]				
96.01	[略]			96.01	[同左]			
96.02	[略]			96.02	[同左]			
96.03	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。） _動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）			96.03	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。） 動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）			
9603.10	[略]			9603.10	[同左]			
}	[略]			}	[同左]			

9603.50					9603.50						
9603.90	000	—その他のもの		NO KG	9603.90		—その他のもの			NO	KG
						100	—ほうき及びブラシ			NO	KG
						900	—その他のもの			NO	KG
96.04		[略]			96.04		[同左]				
96.20					96.20						
[略]					[同左]						
輸入統計品目表					輸入統計品目表						
[略]					[同左]						
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位					
		I	II			I	II				
[略]					[同左]						
25.01		[略]			25.01		[同左]				
25.18					25.18						
25.19		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）			25.19		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）				
2519.10		[略]			2519.10		[同左]				
2519.90		—その他のもの			2519.90		—その他のもの				
	010	—酸化マグネシウム（天然の炭酸マグネシウムを焼いたものを除く。）		KG	010		—酸化マグネシウム（天然の炭酸マグネシウムを焼いたものを除く。）				KG
	090	—その他のもの		MT			—その他のもの				
					091		—マгнеシアクリンカー				MT
					099		—その他のもの				MT
25.20		[略]			25.20		[同左]				
25.30					25.30						
[略]					[同左]						
		[略]					[同左]				

29.01			29.01		
}	[略]		}	[同左]	
29.08			29.08		
	第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	[略]			[同左]	
2909.11			2909.11		
}	[略]		}	[同左]	
2909.20			2909.20		
2909.30	一芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2909.30	一芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	<u>一 臭素化誘導体</u>			<u>一 臭素化誘導体</u>	KG
	<u>120 一 一 一 一 デカブロモジフェニルエーテル</u>	KG			
	<u>190 一 一 一 一 その他のもの</u>	KG			
	200 一 一 その他のもの	KG	200	一 一 その他のもの	KG
	[略]			[同左]	
2909.41			2909.41		
}	[略]		}	[同左]	
2909.60			2909.60		
29.10			29.10		
}	[略]		}	[同左]	
29.14			29.14		

29.15	<p>第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>[略]</p>		29.15	<p>第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>[同左]</p>	
2915.11	[略]		2915.11	[同左]	
2915.70			2915.70		
2915.90	<p>ーその他のもの</p> <p>ーカプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体</p>		2915.90	<p>ーその他のもの</p> <p>ーカプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体</p>	
011	ーカプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸	KG	011	ーカプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸	KG
019	ーその他のもの	KG	019	ーその他のもの	KG
	ーその他のもの		090	ーその他のもの	KG
091	ーペルフルオロオクタン酸及びその塩	KG			
099	ーその他のもの	KG			
29.16	[略]		29.16	[同左]	
29.42			29.42		
[略]			[同左]		
30.01	[略]		30.01	[同左]	
30.03			30.03		
30.04	<p>医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）</p>		30.04	<p>医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）</p>	
3004.10	[略]		3004.10	[同左]	
3004.60			3004.60		

3004.90	—その他のもの			3004.90	—その他のもの		
010	—麻葉、大麻又は <u>覚醒アミン</u> のもの	KG (I. I	010	—麻葉、大麻又は <u>覚せいアミン</u> のもの	KG (I. I
))	
	—その他のもの				—その他のもの		
021	— <u>小売用の形状又は包装にしたもの</u>	KG (I. I		— <u>小売用の形状又は包装にしたもの</u>	KG (I. I
))	
				023	— <u>おたねにんじんのもの</u>	KG (I. I
)	
				024	— <u>その他のもの</u>	KG (I. I
)	
029	— <u>その他のもの</u>	KG (I. I	029	— <u>その他のもの</u>	KG (I. I
))	
30.05	[略]			30.05	[同左]		
30.06	[略]			30.06	[同左]		
[略]				[同左]			
46.01	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。） —敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）			46.01	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。） —敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）		
4601.21	[略]			4601.21	[同左]		
4601.22	[略]			4601.22	[同左]		
4601.29	—その他のもの			4601.29	—その他のもの		
100	— <u>いぐさ製又は七島製のもの</u>	SM	KG	100	— <u>いぐさ製又は七島製のもの</u>	SM	KG
900	— <u>その他のもの</u>		KG		— <u>その他のもの</u>		KG
				910	— <u>すだれ（幅が80センチメートル以上のものに限る。）</u>		KG
				990	— <u>その他のもの</u>		KG

4601.92	[略]			4601.92	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
4601.99				4601.99			
46.02	[略]			46.02	[同左]		
[略]				[同左]			
61.01	[略]			61.01	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
61.12				61.12			
61.13				61.13			
6113.00	衣類（第59.03項、第59.06項又は第59.07項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）			6113.00	衣類（第59.03項、第59.06項又は第59.07項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）		
010	－第59.06項の編物製のもの	NO	KG	010	－第59.06項の編物製のもの	NO	KG
090	－その他のもの	NO	KG	090	－その他のもの	NO	KG
				091	－第61.01項及び第61.02項のものと同一種類のもの	NO	KG
				099	－その他のもの	NO	KG
61.14	[略]			61.14	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
61.17				61.17			
[略]				[同左]			
69.01	[略]			69.01	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
69.03	第2節 その他の陶磁製品			69.03	第2節 その他の陶磁製品		
69.04	[略]			69.04	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
69.07				69.07			
69.09	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつば、ジャーその他これらに類する製品			69.09	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつば、ジャーその他これらに類する製品		
	－陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品				－陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品		

6909.11	000	—磁器製のもの		KG	6909.11	—磁器製のもの			
						010	—触媒の製造に使用する触媒担体		KG
						020	—その他のもの		KG
6909.12		[略]			6909.12		[同左]		
6909.90					6909.90				
69.10		[略]			69.10		[同左]		
69.14					69.14				
[略]					[同左]				
84.01		[略]			84.01		[同左]		
84.42					84.42				
84.43		印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポ ーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及 びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及 び附属品 [略]			84.43	印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポ ーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及 びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及 び附属品 [同左]			
8443.11		[略]			8443.11		[同左]		
8443.19		—その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかない かを問わない。）			8443.19	—その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかない かを問わない。）			
8443.31		[略]			8443.31	[同左]			
8443.32		[略]			8443.32	[同左]			
8443.39	000	—その他のもの	NO	KG	8443.39	—その他のもの			
						010	—複写機		NO KG
						090	—その他のもの		NO KG
8443.91		[略]			8443.91	[同左]			
8443.99		[略]			8443.99	[同左]			
84.44					84.44				

84.87	[略]			84.87	[同左]		
[略]				[同左]			
85.01	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）			85.01	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）		
8501.10	－電動機（出力が37.5ワット以下のものに限る。）			8501.10	－電動機（出力が37.5ワット以下のものに限る。）		
010	－－直流電動機	NO	KG		－－直流電動機		
				011	－－－出力が10ワット以下のもの	NO	KG
				019	－－－その他のもの	NO	KG
020	－－単相交流電動機	NO	KG	020	－－単相交流電動機	NO	KG
090	－－その他のもの	NO	KG	090	－－その他のもの	NO	KG
8501.20				8501.20			
8501.80	[略]			8501.80	[同左]		
85.02				85.02			
85.40				85.40			
85.41	半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）（他の発光ダイオード（LED）と組み合わせてあるかないかを問わない。）及び圧電結晶素子			85.41	半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）（他の発光ダイオード（LED）と組み合わせてあるかないかを問わない。）及び圧電結晶素子		
8541.10	－ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオード（LED）を除く。）			8541.10	－ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオード（LED）を除く。）		
010	－－平均順電流が100ミリアンペア未満のもの	NO		010	－－平均順電流が100ミリアンペア未満のもの		NO
	－－平均順電流が100ミリアンペア以上のもの			090	－－その他のもの		NO
091	－－－半導体動作領域の材料としてけい素を用いたもの	NO					
092	－－－半導体動作領域の材料として炭化けい素を用いたもの	NO					
093	－－－半導体動作領域の材料として窒化ガリウムを用いたもの	NO					
099	－－－その他のもの	NO					
	－トランジスター（光電性トランジスターを除く。）				－トランジスター（光電性トランジスターを除く。）		
8541.21	[略]			8541.21	[同左]		
8541.29	－－その他のもの			8541.29	000 ー－その他のもの		NO

	<u>010</u>	――半導体動作領域の材料としてけい素を用いたもの	<u>NO</u>			
	<u>020</u>	――半導体動作領域の材料として炭化けい素を用いたもの	<u>NO</u>			
	<u>030</u>	――半導体動作領域の材料として窒化ガリウムを用いたもの	<u>NO</u>			
	<u>090</u>	――その他のもの	<u>NO</u>			
8541.30				8541.30		
}		[略]		}	[同左]	
8541.90				8541.90		
85.42				85.42		
}		[略]		}	[同左]	
85.49				85.49		
[略]				[同左]		
87.01		[略]		87.01		[同左]
87.02		[略]		87.02		[同左]
87.03		乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）		87.03		乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）
8703.10				8703.10		
}		[略]		}		[同左]
8703.70				8703.70		
<u>8703.80</u>		<u>――その他の車両（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）</u>		<u>8703.80</u>	<u>000</u>	<u>――その他の車両（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）</u>
		）				）
	<u>010</u>	――中古のもの	<u>NO</u>			
	<u>090</u>	――その他のもの	<u>NO</u>			
8703.90		[略]		8703.90		[同左]
87.04				87.04		
}		[略]		}		[同左]
87.07				87.07		
87.08		部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）		87.08		部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）
8708.10				8708.10		
}		[略]		}		[同左]
8708.40				8708.40		

8708.50	000	一駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸並びにこれらの部分品	KG	8708.50	一駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸並びにこれらの部分品	
				010	一非駆動軸及びその部分品	KG
				090	一その他のもの	KG
8708.70		[略]		8708.70	[同左]	
8708.99		[略]		8708.99	[同左]	
87.09		[略]		87.09	[同左]	
87.16		[略]		87.16	[同左]	
[略]				[同左]		